



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の告示（医療政策課） ..... 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） ..... 1
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） ..... 2

### 公 告

- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課） ..... 2

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立八重山病院） ..... 3

### 公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 ..... 3

### 監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表 ..... 5

## 告 示

### 沖縄県告示第273号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年 6 月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
沖縄協同病院	那覇市古波蔵 4 丁目10番55号	沖縄医療生活協同組合	平成30年 6 月11日	平成33年 6 月10日

### 沖縄県告示第274号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年 6 月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 南城市知念字久高中原247番（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
  - 3 解除の理由 農業生産施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第275号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定

により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成30年6月12日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉手苺 孝夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成30年7月13日から同年9月9日まで
- 4 観覧料の額  
平成30年度博物館企画展「ティラノサウルスー進化の謎に迫るー」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	1,200円	960円
	大学生及び高校生	1,000円	800円
	中学生及び小学生	800円	640円
	小人	300円	240円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」、「中学生及び小学生」及び「小人」のいずれにも該当しない者（3歳未満の者を除く。）をいう。
  - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
  - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
  - 4 「小人」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
  - 5 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合をいう。

**沖縄県告示第276号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北谷町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 北谷町美浜三丁目、字伊平及び字浜川地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年4月24日から平成30年3月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成30年6月12日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時 平成30年7月5日 午後7時開始
- 2 場所 那覇市役所小禄支所2階会議室（那覇市宇栄原4丁目2番2号）
- 3 都市計画の変更の案の概要 1・3・1号那覇空港自動車道ほか3路線の道路構造及び幅員の見直しに伴う那覇広域都市計画道路の変更を行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（平成30年6月28日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市みらい部都市計画課又は豊見城市都市計画部都市計画課

- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

## 病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年6月12日

沖縄県立八重山病院長 篠 崎 裕 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 洗浄滅菌機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立八重山病院総務課 石垣市宇大川732番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成30年4月2日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社琉球光和 那覇市西1丁目2番16号
- 5 契約金額 66,999,999円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第119号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年6月12日

沖縄県公安委員会

- 1 実施する講習
  - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
  - (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）
- 2 講習期間等
  - (1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成30年8月15日（水曜日）から同月22日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（平成30年8月22日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市宇小禄1831番地1 沖縄産業支援センター3階
	【考査】8月22日（水曜日）	午後4時40分から午後6時20分まで	

- (2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成30年8月20日（月曜日）から同月22日（水曜日）まで	午前9時から午後5時まで（平成30年8月22日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市宇小禄1831番地1 沖縄産業支援センター3階
	【考査】8月22日（水曜日）	午後4時40分から午後5時15分まで	

## 3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 15人

## 4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
  - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
  - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
  - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
  - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
  - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
  - エ 旧1級検定に合格した者
  - オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

## 5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
  - ア 新規取得講習
    - (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
    - (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
    - (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
    - (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
    - (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
  - イ 追加取得講習
    - (ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
    - (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
    - (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
    - (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ホ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、平成30年6月25日（月曜日）から同月29日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時45分から午前8時55分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

## 監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第6号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年 6月12日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	具	志	堅	透
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵

—平成27年度包括外部監査報告に係る分—

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p><b>【農地保有合理化促進対策事業】</b> 活動指標が事業の進捗状況を評価する指標として機能していない。 県は、他事業との関連や関係機関との連携から売買事業の活用需要を見込み、新規流動化面積（買入面積）について適切な水準の計画値を設定することにより、予算申請、事業の進捗状況評価を実施することが望ましい。</p>	<p>農地保有合理化促進対策事業については、国の政策により、売買から貸借を中心とする農地中間管理事業にシフトしており、「新規流動化面積（買入面積）」は事業の進捗状況を評価する指標としてなくなつた。 そのため、「主な取組」検証票において、農地中間管理事業による「担い手への農地集積面積割合」を活動指標として設定した。 なお、売買部分については、今後も農地中間管理機構の特例事業として、農地中間管理事業と連携して事業の推進に努めていく。</p>	農林水産部農政経済課
監査意見	<p><b>【農業改良普及活動事業】</b> 農業改良普及活動事業について、活動指標の計画値の見直しが適時に</p>	<p>農業改良普及活動事業は、農業に関する高度な技術・知識を有する普及指導員が、農業者に直接接し技術・経営指導を行うも</p>	農林水産部営農支援課

	<p>行われていない。 活動指標の計画値について、実績値の状況を適時に把握して計画値から大きく乖離することが予想される状況となった場合には、計画値が活動指標として妥当であるか、あるいは当該指標を活動指標として使用すること自体が妥当であるかを検討し、活動指標の計画値の見直しを適時に行うことが望まれる。</p>	<p>のであり、活動指標である講習会は重要な指導方法の一つであるため、当該指標は本事業の評価を行う上で適切な指標であると考えている。 監査意見を踏まえ、後期実施計画の策定にあたり実績値に応じた計画値に見直した。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【家畜伝染病監視・防疫情報ネットワーク構築事業】 成果指標は、予算が有効に使われたかどうかを事後的に検証するためのものであり、これがないと当該事業が経済性・有効性・効率性の観点から照らして妥当であったかどうかを検証することができない。 本事業では成果指標が設定されておらず、活動指標も、目的達成との関係で有機的に関連しているか不透明である。したがって、本事業の目的達成を測る上で有効な成果指標・活動指標を設定すること（本事業は予防の側面が強いため、定性的な指標でも構わない）が望ましい。</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄21世紀ビジョン実施計画の「主な取組」検証票において、防疫体制の構築に関する定性的指標として、新たに「特定家畜伝染病の発生ゼロの維持」を参考データの欄に記載した。 また、本事業で整備した家畜防疫マップを活用し迅速な初動防疫活動を実施するためには、家畜保健衛生所職員への家畜防疫マップ操作研修が必須であることから、活動指標を「対象者向け研修会」として設定した。</p>	<p>農林水産部畜産課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【農地・水保全管理活動支援事業】 ① 成果指標 農地・水保全管理活動支援事業について、成果指標が適切に設定されていないため、農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）が維持できているかという事業の成果が適切に把握されていない。 成果指標について、例えば農村のコミュニティの中で生まれた又は維持されている良い取組等、具体的な事例を定性的な指標として取り上げ、農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）が維持されているという成果を捕捉することが望まれる。</p>	<p>監査意見を踏まえ、沖縄21世紀ビジョン後期計画において、「多面的機能活動取組面積（取組率）」を、当該事業により農業・農村の多面的機能が維持されているという成果を把握する成果指標として設定した。 また、国の交付金実施要綱に基づき設置する第三者委員会や県、市町村等で構成する沖縄県多面的機能保全推進協議会において、毎年度の実施状況を点検するとともに、優良事例等の情報共有を図る体制を構築し、農業農村の多面的機能（農村のコミュニティ等）が維持されているという成果を捕捉することとした。</p>	<p>農林水産部村づくり計画課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【林業改善資金貸付事業】 ① 活動指標 林業改善資金貸付事業について、活動指標が設定されていない。 県は、活動指標について、資金の貸出件数及び貸出金額に計画値を設定することにより、事業の推進状況を適切に把握することが望まれる。</p>	<p>林業改善資金貸付事業は、林業・木材産業の経営の改善、経営の開始に必要な資金を貸し付ける制度であるが、当該制度より当事者にふさわしい制度があれば、その制度に誘導することもあるため、資金の貸出件数及び貸出金額を活動指標として設定することにはなじまない。 沖縄21世紀ビジョン実施計画において、「説明会の実施件数」を当該事業の周知を図るための活動指標として設定した。</p>	<p>農林水産部森林管理課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【産地漁協ビジネス連携新商品開発支援事業】 プロポーザル方式の公募にて応募が1者のみの場合、県として規定を整備し、選考レベル感について統一性及び継続性が担保できる体制を構築することが望ましい。</p>	<p>監査意見を踏まえ、企画提案書審査会については、会長を担当統括監とし、委員を原則として課長級職員とした。 また、応募が1者のみの場合の取扱いについては、評価点数に基づき採択するなどの基準を定め、評価が一定の水準に達しない場合の取決めも含め、企画提案選定要領等あらかじめ明記することとし、選考レベルの統一性及び継続性が担保できる体制を構築した。</p>	<p>農林水産部水産課</p>

—平成28年度包括外部監査報告に係る分—

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【効果的な労務管理体制（人事評価方法）の導入】</p> <p>県は、福祉・介護分野におけるキャリアパス構築の取組が、より実効性のある成果を生み出せるようにするため、好事例となる可能性のある取組を紹介・導入支援する施策が必要と考える。</p>	<p>福祉・介護事業所等が行う人材育成の取組を推進するため、平成26年度に個々の事業所が地域の中で人材育成やキャリアパス形成に取り組む際の指針となるガイドライン等を作成した。それに基づき、平成27年度にその目的や概要、実践事例を紹介するセミナー、平成28年度に導入手順等を学ぶ連続セミナーを開催した。</p> <p>平成29年度以降についても、沖縄県社会福祉協議会と連携し、事業所等へ好事例となっている取組の紹介や導入支援に取り組むこととしている。</p>	<p>子ども生活福祉部 福祉政策課</p>
監査意見	<p>【社会福祉法の改正を契機とした対応強化のため従前の指導・監査の効率化を図る】</p> <p>子育て支援課では、①監査項目ごとの指摘・指導件数を集計しているほか、②保育所運営法人に対する文書指摘／口頭指導の事例を、県、市及び広域連合の指導監査担当者の連絡会議で共有し、対応レベルの摺り合わせを実施している。これらの取組内容は文書で残っているが、毎年度作成される指導監査計画上の重点事項を決定した経緯については文書等で確認できない。①及び②のような指導監査結果に係る蓄積された情報を活用すべきである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成29年度から、過年度の指導監査結果及び各事業担当者からの意見等を反映させ、「賃金改善計画実施状況の確認」等を盛り込んだ重点事項を決定した。また、その経緯について「指導監査計画策定資料」を作成し記録した。</p> <p>作成した指導監査計画に基づき、保育の質の確保に向けて適切な指導監査に努めているところである。</p>	<p>子ども生活福祉部 子育て支援課</p>
監査意見	<p>【「子どもの貧困問題は、経済・労働問題でもある」という認識に基づく他部局との連携を意識した事業計画の必要性について】</p> <p>貧困対策推進会議では、根本原因の解消のため「子どもの貧困問題」が「経済・労働問題」でもあることを全庁的に共有し、部局間で連携を強化することが最も重要である。</p> <p>貧困対策推進会議が単なるスローガンとならないように部局間連携を効果的に推進するには、各部局・担当者が、貧困対策計画における使命と責任を明確に自覚する必要がある。その結果、担当する個別事業をより効果的に遂行し、目に見える成果を生み、各個別事業の成果が積み上げられることによって「経済・労働問題」の解消を図る。そのためには以下の点に留意する必要があると考える。</p> <p>① 「経済・労働問題」を解消するための課題（生産性に関連する指標など）を、あらためて現状把握を実施して得られる証拠に基づいて設定すること。</p> <p>② 上記①で設定した課題を、各部局の強みに応じた具体的な目的として設定すること。</p> <p>③ 上記②で設定した目的を、各部局はさらに、各個別事業に直</p>	<p>沖縄県子どもの貧困対策推進会議幹事会（平成29年5月）及び同推進会議作業部会（平成29年8月）において、監査意見について検討を行い、</p> <p>① 労働生産性の向上は、子どもの貧困問題解消のための重要な要素であるため、全庁的にその認識を共有し、関連する施策や成果を図るための指標を設定していくことが必要である。</p> <p>② 労働生産性に関する施策や指標は、幅広い産業や分野に関連するため、網羅的には県の総合計画の活動計画である「沖縄21世紀ビジョン後期実施計画」に位置づけ、特に子どもの貧困問題に関連の深い施策や指標については、「沖縄県子どもの貧困対策計画」に位置づけていく。</p> <p>ことなどを確認した。</p> <p>この考え方に基づき、「沖縄21世紀ビジョン後期実施計画」の策定を行った。その結果、施策展開「2-（2）-オ 子どもの貧困対策の推進」の施策⑤保護者への支援において、正規雇用化企業応援事業や正規雇用化サポート事業など、子どもの貧困問題の解消に向け、労働生産性の向上に資する施策も盛り込むとともに、成果指標として、所得の向上を前提として設定した「困窮世帯の割合（沖縄県子ども調査）」や「正規雇用者（役員を除く）の割合」を位置づけた。</p> <p>また、沖縄県子どもの貧困対策推進会議</p>	<p>子ども生活福祉部 子ども未来政策課</p>

	<p>接的かつ具体的な目的としてブレークダウンし、分担された目的（課題）に対する直接的な活動・成果指標を設定すること。</p> <p>④ 貧困対策計画全体の中で、各部署の個別事業の目的（課題）と、活動・成果指標の関連付けを明確にしたうえで、②、③を繰り返しながら個別事業の選択と集中を図ること。</p>	<p>幹事会（平成30年1月）において、今後「子どもの貧困問題」は「経済・労働問題」でもあることや、「経済・労働問題」の改善には労働生産性の向上が有用であることにつき、全庁的に認識を共有しながら、「沖縄21世紀ビジョン後期実施計画」を着実に実施することにより、効果的に子どもの貧困対策を推進していくとともに、「沖縄県子どもの貧困対策計画」の見直しを行う際にも、労働生産性の向上に資する施策や指標の重要性に留意することを確認した。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【保育士・保育所総合支援センター委託事業】 PDCAサイクルのC「取組の検証」とA「取組の改善案」を着実に実施すべきである。 具体的には、潜在保育士の就労等幹旋について、事業実績報告書にミスマッチ要因の分析結果を記載するとともに、その課題の検証及び改善に取り組む必要がある。 賃貸物件等マッチング支援事業と認可外保育施設の認可化促進サポート事業について、実績値が当初想定していた成果を達成したか否かについて、検証結果を記載するとともに、事業実績報告書の課題の検証とその改善に取り組む必要があると考える。 保育士・保育所総合支援センターに寄せられる職場環境への要望などは、改善すべき問題点を示唆する貴重な情報である。このような情報を保育士の離職防止のために実施する事業策定や保育所の指導監査にあたってフィードバックし、より効果的な事業とするように最大限活用する仕組みを作るべきである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、就労幹旋のミスマッチ要因、賃貸物件等マッチング及び認可化促進サポートの目標達成状況、課題等の検証結果を平成28年度事業実績報告書に記載し、平成29年度事業でミスマッチ要因を情報提供するほか、求人施設への助言、好事例の紹介等により潜在保育士のさらなる復職を図っている。 また、センターに寄せられる保育士からの意見については、保育士確保関連施策の基礎資料として参考にするほか、指導監査の関係者、関係機関と情報共有する等、最大限活用している。</p>	<p>子ども生活福祉部子育て支援課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【保育士産休等代替職員配置支援事業】 社会福祉法人Aの本事業における補助金受給4件のうち、2件が「保育士産休等代替職員配置支援事業報告書（別紙1）」の添付もれであり、正確な履行調査事務手続を徹底すべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成29年度から必要書類の添付もれがないようチェックリストを作成し、確認を徹底している。 今後は、交付規程に基づき適切な事務執行に努めていくこととしている。</p>	<p>子ども生活福祉部子育て支援課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【保育士修学資金貸付事業】 ＜債権管理状況の確認＞ 貸付事業の実施主体が、都道府県等が適当と認める団体となる場合には、都道府県知事が修学資金の貸付けに当たって必要な指導・助言を行うこととなっている。 貸付金の返還については、県が沖縄県社会福祉協議会に対して適正な指導・助言が行えるよう、沖縄県社会福祉協議会からの報告書については、返還状況や返還開始理由を記載した報告書の提出が必要であると考えられる。</p>	<p>毎年度の実績報告書において、返還内容（返還額、返還期間、返還開始理由など）が記載された資料の提出を受け、貸付金返還状況の把握に努めている。引き続き、貸付金返還状況の適切な把握に努め、必要に応じ適切に指導・助言を行うこととしている。</p>	<p>子ども生活福祉部子育て支援課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【認可保育所における保育士の正規</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成29年度から補助</p>	<p>子ども生</p>



	<p><b>化促進事業】</b>                  交付要綱の改定を図り、実績報告書について補助金の使途が確認できるようにすべきである。</p>	<p>金交付要綱を一部改定し、補助金の使途が確認できるようにした。</p>	<p>活福祉部                  子育て支援課</p>
<p>監査意見</p>	<p><b>【地域子ども・子育て支援事業】</b>                  県は、市町村に対し当初申請額の精度を高めるよう指導するとともに、交付申請等の審査強化や進捗管理の徹底等により不用額の縮減に取り組むことが求められる。                  計画と乖離している市町村について、その理由の把握に努め、計画に基づいた事業の実施を促すとともに、ニーズの変化等を踏まえ必要に応じて計画を見直すよう働きかけることにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図るべきである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、交付申請の熟度を高め、不用額の縮減を図るため、市町村に対し、市町村ヒアリングや説明会において、毎月事業者から事業の実施状況の報告を求める等、進捗管理を徹底するよう促しているところである。                  市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいた事業の実施についても、市町村ヒアリング等において地域のニーズを踏まえ適切に事業を実施するよう促しているところである。                  また、沖縄県子ども・子育て支援交付金交付要綱第13条に基づき、各市町村の執行状況を確認し、不用額の縮減に努めているところである。</p>	<p>子ども生活福祉部                  子育て支援課</p>
<p>監査意見</p>	<p><b>【安心子ども基金事業】</b>                  待機児童解消の方策として、新規の施設整備は必ずしも否定するものではない。しかし、将来の行政コスト増加リスクに鑑みると、既存施設の有効活用を最大限図るべきである。                  短期的な取組としては、必要な保育士が確保できないため定員割れが生じている保育施設に対しては、引き続き効果的な保育士確保の施策を推進すべきである。                  中長期的な取組としては、「保育方針に基づき児童1人当たり面積を認可基準以上に確保している保育施設」についてのアプローチが重要になると考える。利用者の立場からは同じ保育料金を負担しているにもかかわらず、「受け皿」が少ない現状においては入所施設の選択が限定的となることから不公平感も否めない。しかし、逆にこのような施設が保育士の雇用環境も良好な中で運営されているならば、むしろ、今般の社会福祉法改正を契機として、社会福祉法人の間で健全な競争関係が構築されることが望ましい。競争の結果、「受け皿」としての同レベルの保育施設の増加が促されることによって、不公平感の解消につながることも考えられる。                  県は、社会福祉法改正を契機として、社会福祉法人の間で健全な競争関係の構築を推進することが求められよう。</p>	<p>県においては、「黄金っ子（くがにっこ）応援プラン」に基づき、市町村と連携し、平成27年度から29年度までの3年間で約1万8千人の保育定員を拡大し、待機児童を解消することとしている。                  当該プランの着実な実施に向け、安心子ども基金や待機児童解消支援基金を活用し、市町村が行う保育所整備等の支援を行っている。                  保育士確保については、保育士の処遇改善が重要であることから、子ども・子育て支援新制度における賃金改善の適切な実施を指導するほか、県独自の施策として、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業などにより、処遇改善を図っていくこととしている。                  平成29年度から、新たに技能・経験に応じて、月額5千円以上4万円以下の処遇改善を実施するほか、潜在保育士に対する就職準備金の限度額拡充、宮古島市及び石垣市における保育士試験の実施等により保育士確保に取り組んでいる。                  また、保育所を選択する際に限定的にならないよう、保育所等を整備する場合には、小中学校区単位でより正確な保育需要を把握し、地域別及び年齢別での保育定員の確保方策等を検討することや、定員を一時的に変更するなどの対応を検討するよう助言している。</p>	<p>子ども生活福祉部                  子育て支援課</p>
<p>監査意見</p>	<p><b>【魅力ある私立学校づくり推進事業（子育て支援推進事業）】</b>                  小規模の私立幼稚園にとっては、事務体制の脆弱さから事業費の見込額や経費の按分基準を正確に算定することが難しい面もある。そのような幼稚園には、県がワークシートや一般的な目安となる算定式などを提供することで一定の正確性確保を図</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成28年度から、補助金交付規程に定められている様式その他、より詳細な経費の算定ができるよう、補助資料の提出を求めることとした。                  また、補助金に係るヒアリングにおいて、提出された資料を基に按分の考え方や事業の執行状況の確認を行っている。</p>	<p>子ども生活福祉部                  子育て支援課</p>

	ることができる。と考える。		
監査意見	<p><b>【少子化実態調査事業】</b>                  本事業において、県は協議を重ね、専門家である事業者のアドバイスに従い調査が合理的となるよう具体的な調査・分析に関する方法等を決定していったとのことであるが、事後検証のため、成果物が「子どもの貧困実態調査」に特化することになった経緯等について、文書化すべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成29年9月に、「貧困が少子化に与える影響調査事業」の調査内容が、子どもの貧困実態調査に特化することになった経緯等について整理し、文書化した。                  今後は、協議書等を交わすことにより、協議内容について記録していくこととしている。</p>	子ども生活福祉部 子ども未来政策課
監査意見	<p><b>【子育て総合支援モデル事業】</b>                  現在、県の行っている事業スキームは合理的である。沖縄子どもの貧困調査により支援が必要な児童数が判明しているのであれば、将来的には、それらの児童数を踏まえた上で合理的な事業規模を維持するべきである。</p>	<p>教室の設置数は、平成29年12月現在、小中学生対象の教室が16教室（15町村）、高校生対象の教室が13教室（11市町）となっている。                  本事業のニーズは、子どもの貧困実態調査の結果などから一律に算出することは困難であるため、これまで、教室の設置等に当たっては、町村と個別に調整しながら拡充してきたところである。                  現行の規模で、概ね町村の要望に対応できているため、今後は、現行の事業規模をベースとしながら、引き続き町村の要望を踏まえ、教室を設置していくこととする。</p>	子ども生活福祉部 子ども未来政策課
監査指摘	<p><b>【母子家庭等自立促進事業】</b>                  県は、事業者に対し、補助事業遂行状況報告書の作成・提出を求めるべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、県母子寡婦福祉連合会運営費補助事業について、児童福祉事業等県費補助金交付規程に基づき、当該団体に対し補助事業遂行状況報告書の提出を求めた。                  今後は、交付申請から実績報告までの年間スケジュール表を作成し、交付規程に基づき適切な事務執行に努めていくこととしている。</p>	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
監査指摘	<p><b>【ひとり親家庭技能習得支援事業】</b>                  &lt;随意契約の理由薄弱&gt;                  各種単価について他社の見積もりをとるべきである。仮に他社の見積もりが低額であっても、現在の受託者の方が総合的に優れているという合理的な理由に基づいて随意契約となるなら構わないと考えられる。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成29年度から、プロポーザル方式により公募を行い、企画提案内容を総合的に審査した上で事業者を選定するとともに、経費見積及び各種単価の適正性を確認した上で、契約をしたところである。</p>	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
監査指摘	<p><b>【ひとり親家庭技能習得支援事業】</b>                  &lt;仕様書・積算内訳の根拠薄弱&gt;                  人件費単価が2倍以上になっており、提供講座内容（時間、講師の人件費など）と既存のカリキュラムが整合しているか検討した上で、提供講座内容の組立を決定すべきである。県の提案した1,440時間に対し、759時間でも対応できる根拠を受託者に確認すべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成29年度から、受託単価方式を実績単価方式（精算払）に改めた。具体的には、企画公募時の仕様書に人件費積算方法及び業務完了後に実績に基づき精算払（概算契約）を行う旨を明記するとともに、契約書の内容も実費精算規定を設けた「概算契約」に改めた。                  また、プロポーザル審査の際、カリキュラム構成や経費積算の合理性・経済性に関する審査項目を追加し、仕様書との妥当性を確認するプロセスを設けたほか、契約前に積算単価や積算経費の考え方について詳細確認する交渉期間を設け、契約担当者においても提案内容・経費積算の妥当性を十分確認した上で契約を締結する体制を確保したところである。</p>	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
監査指摘	<p><b>【ひとり親家庭技能習得支援事業】</b>                  &lt;実績報告の根拠薄弱&gt;                  ① 受託者の所有施設を利用する事</p>	<p>① 監査結果を踏まえ、平成29年度から、事業経費として抽出・特定が困難な経費は一般管理費で対応することとし、合理</p>	子ども生活福祉部 青少年・

	<p>業においては、当該事業に係る水道光熱費按分の合理性について特に留意すべきであり、疑義が解消されない場合は現場確認すべきである。</p> <p>② 本事業費から委託先常勤者への交通費を支出することは不当である。仮に委託料から支払うとしても受託者の責任で一般管理費から拠出させるべきである。</p> <p>③ 本事業のように、委託事業に係る最終的なサービス提供者（受講者）が把握可能な場合は、事業の確実な実施（出欠簿の真実性）、目標値に対する実績把握及びフィードバックのため、県が受講者に対して、直接コンタクトを取り、受講実績や就労改善状況についてアンケート又はヒアリングを行うべきである。</p>	<p>的な算出根拠がない場合は経費計上を認めない旨を仕様書に明記した。</p> <p>契約時には、受託者に経理事務処理マニュアルにより適切な経理処理方法について説明を行い、事業経費を確定する上で必要な証拠書類等の整備、提出について契約書・仕様書で義務付けた。</p> <p>② 監査結果を踏まえ、平成29年度から、実績単価方式に改めた。</p> <p>契約時には、受託者に経理事務処理マニュアルにより適切な経理処理方法について説明を行い、事業経費を確定する上で必要な証拠書類等の整備、提出について契約書・仕様書で義務付けた。</p> <p>③ 平成29年度においては、事業の確実な実施を確認するため、受講生の出席状況、就労支援状況等について毎月、定期的な報告を義務付けるとともに、県が直接現場確認を行い、実態を把握している。</p> <p>また、事業終了時には受講者全員に調査を行い、就労改善状況等の確認を行っている。</p>	<p>子ども家庭課</p>
<p>監査指摘</p>	<p>【ひとり親家庭技能習得支援事業】 ＜書類の紛失＞</p> <p>県は、委託契約の履行について適時・適切に確認する必要があるところ、そのための重要な証憑である月報を紛失するのは、委託契約の書類管理体制に著しい不備があると言わざるを得ない。委託契約の履行に係る適時・適切な確認及びフィードバックを可能とする体制構築が必須である。</p>	<p>監査結果を踏まえ、委託事業の履行が確認できる事業報告書、月毎の執行状況が確認できる証拠書類の現存を確認した。また、現在は適切な書類保管場所を確保し、管理体制の改善を講じている。</p> <p>今後は、チェックリストを作成し、委託契約書の規定に基づき適切な事務執行に努めていくこととしている。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【女性相談所運営費】 ＜関係機関との連携について＞</p> <p>県は、DV被害者支援体制を効率的かつ効果的にするため、女性相談所の一時保護機能はもとより、関係機関の役割分担と具体的な連携方法について、主導して策定し、周知徹底すべきである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成29年度の配偶者暴力支援センター連絡会議において、県警や各市にも参加を呼びかけ、特に関係機関の迅速かつ適切な連携が求められる一時保護（委託を含む。）については、各関係機関相互の連携フロー図を作成するなど、具体的な役割分担や連携方法を整理・確認した。</p> <p>県全体の婦人保護事業の枠組みとして、更に関係機関の連携を深めることができた。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【女性相談所運営費・DV対策総合支援事業】</p> <p>市において配偶者暴力支援センターを設置する意義が大きいことから、県は市に対し、配偶者暴力支援センター設置の必要性を理解してもらおうよう会議で呼びかけ、配偶者暴力支援センター設置までの具体的手順について、担当者への研修を行うべきである。さらに、県においては、市が配偶者暴力支援センターを設置するに当たり障害となる事由について市にヒアリングを行い、必要な助言を行うべきである。</p>	<p>監査意見を踏まえ、平成29年度の配偶者暴力支援センター連絡会議において、市町村の配偶者暴力相談支援センター設置を会議テーマの一つとし、設置までの具体的手順を説明し、各市がセンター設置の課題と考えることについて、その対応策等を説明・助言した。</p> <p>これまでより具体的に各市個別の考え方や設置に係る課題を意見交換することができた。</p>	<p>子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【地域福祉推進事業（福祉活動指導員設置費）】 地域福祉活動の推進を図るという</p>	<p>コミュニティソーシャルワーカーへの支援については、研修実施回数とともに、内容の充実が重要であると認識していること</p>	<p>子ども生活福祉部 福祉政策</p>

	<p>観点においては、研修実施や情報共有により、コミュニティーソーシャルワーカーを支援していくことが重要である。現在の補助事業内容もその点に注力している。</p> <p>そのため活動・成果指標として、研修・勉強会の実施回数も挙げられるが、事業内容を鑑みると質的指標も検討に値すると考える。例えば、アンケートのフィードバックによる研修内容の改善や苦情への対処法などの情報共有の仕組み構築・運用等を指標にして検証することが想定され、検討いただきたい。</p>	<p>から、質的指標の追加を検討した。その結果、質的指標は追加しないが、研修を実施している沖縄県社会福祉協議会と連携して、受講者アンケートの結果を反映し、研修内容の改善に取り組んでいくこととした。</p>	<p>課</p>
<p>監査意見</p>	<p><b>【民生委員事業】</b>                  沖縄県では、民生委員の活動が知られていないことも欠員が多い要因と考えられ、県も広報活動に努めているところである。</p> <p>民生委員は、地域住民の支援という重要な役割を果たす存在であることから、負担軽減策も含め今後も充足率の向上に努めていただきたい。</p>	<p>平成28年度は、充足率の向上を図るため、広報媒体等を活用した民生委員活動の周知により県民の理解促進に努めたほか、市町村長と民生委員児童委員協議会等との意見交換を行い、民生委員の活動環境の整備等を図った。</p> <p>平成29年度からはモデル地区にコーディネーターを派遣し、民生委員児童委員協議会等に対し、他機関との連携体制整備等の支援を行うことで、民生委員の担い手確保や活動しやすい環境の整備に努めている。</p>	<p>子ども生活福祉部 福祉政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p><b>【社会参加活動促進事業】</b>                  本事業は政策的事業（C経費）であり県の政策的判断で実施する事業であることから、当該事業を実施する意義や有効性など実施に至った判断過程を委託先の選定理由より先に明記すべきである。</p>	<p>監査結果を踏まえ、平成29年度から、委託先の選定理由より先に事業の目的・意義を明記するよう改めた。</p>	<p>子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課</p>

<p>発行所                  沖縄県総務部                  総務私学課                  電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷                  〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	---